

最近の中小旅館・ホテル火災の検証

自治省消防庁
予防救急課課長補佐

小林 恭一

はじめに

今年、多数の死者を出す火災の発生が例年に比べて非常に多くなっている。2月11日の伊豆熱川「大東館」の火災(24人死亡)、2月28日の大阪市店舗併用住宅の火災(8人死亡)、4月21日の峰温泉「菊水館」の火災(3人死亡)、7月31日の神戸市精神薄弱者援護施設の火災(8人死亡)などがそれであるが、この4件の中に旅館・ホテル火災が2件含まれていることが、今回私に原稿の依頼が来た理由であろう。本稿では、これら2件の火災事例を紹介するとともに、最近の旅館・ホテル火災についての特徴等を整理することとしたい。

1. 大東館と菊水館の火災

(1)伊豆熱川「大東館」火災の概要

伊豆熱川「大東館」火災の概要は、表1及び図1、図2のとおりである。

この火災の特徴を建築防火の側面から整理すると、次のようなものとなる。

- ①木造3階建て旅館の火災であり、火のまわりが早かったこと。
- ②宿泊者26人中24人が死亡するなど、極めて死者の発生率が高かったこと。
- ③死亡した24人は、大学生5人を含めて、ほとんど避難行動を起こしていないのではないかと推測されること。

このうち、②と③については、報道機関などでも注目するところとなり、火災の初期の段階で発生したCO等の有毒ガスや酸欠空気を温泉熱を利用した温風暖房機がダクトを通じて各部屋に配給してしまっ

たのではないかという、温風暖房機犯人説なども報道されているところである。

建築防火以外の点でも、自火報のベル停止の問題、119番通報の問題、適マークの交付が新館のみになされ、地下道でつながる旧館には交付されていなかった問題、宿泊人員算定の問題などが様々な形で指摘され、これらに対して消防庁では、去る4月2日及び6月25日、予防救急課長名で通達を出して当面の対応を行ったところである(別添1及び2参照)。

(2)峰温泉「菊水館」火災の概要

峰温泉「菊水館」火災の概要は、表2及び図3のとおりであり、この火災の特徴は、次の2点に整理できる。

①木造2階建ての本館と耐火構造4階建ての新館とが混然と接続された建物であり、本館で出た火災が結局全館に及んでしまったこと。

②夜間の防火管理体制が十分でなかったこと。
このうち、②については、当初117名の宿泊者に対して夜間警備員が1人しかいなかったと報道されたが、実際には敷地内に従業員宿舎があつて警備員とともに避難誘導にあたっているもので、夜間の防火管理体制が完全に欠落していたというような状態ではなかったようである。

ただ、一般に、この種の旅館・ホテルの夜間の防火管理体制は省力化、省人化の風潮のために弱体化していると言われており、旅館・ホテルの火災安全を考える上での大きな問題となっているため、6月25日付けの予防救急課長通達においても、指導マニュアル等を作成していくこととするなど、今後の重要な検討課題であると考えている。

表 1 熱川大東館火災概要

(昭和61年 2月13日現在 静岡県東伊豆町消防本部)

<p>1 出火建物 (1)所在地 静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本980-1 (2)名称 大東館(熱川温泉ホテル大東館)</p> <p>2 出火日時 昭和61年 2月11日 時分については調査中である。</p> <p>3 覚知日時 昭和61年 2月11日 2時11分(消防隊 現場到着 2時17分) 119番通報による。</p> <p>4 鎮火日時 昭和61年 2月11日 6時50分</p> <p>5 出火場所及び出火原因 出火場所及び出火原因については調査中である。</p> <p>6 死傷者 (1)死者 24人(男18人, 女6人) (2)負傷者 0人</p> <p>7 出火及び焼損建築物の構造等及び焼損面積 (1)出火建物(大東館旧館) 木造 3階建 建築面積 248.9平方メートル 延べ面積 720.8平方メートル 焼損面積 720.8平方メートル (2)類焼建物(熱川グランドホテル)及び焼損面積 RC造地下1階地上5階建 建築面積 1,046平方メートル 延べ面積 3,614.2平方メートル 焼損面積 662平方メートル</p>	<p>8 損害額 調査中</p> <p>9 出火建物の状況 大東館旧館は、昭和14年 8月に旅館として建築され、1階がロビー及び宴会場、2階及び3階が宿泊室として現在まで使用されており、この旧館と昭和39年10月に建築された新館とは公道(幅員4.6メートル)をはさんで地下道(長さ5.5メートル)により接続されている。</p> <p>10 消防用設備等の設置状況 大東館旧館における消防用設備等の設置状況は、消火器、自動火災報知設備、誘導灯、屋内消火栓設備が設置されていた。</p> <p>11 防火管理の状況等について 大東館旧館の収容人員は24名であるので、消防法第8条の規定の適用はない。 なお、火気使用設備等については、1階パントリーに小型ガス瞬間湯沸器及びガスコンロが設置され、従業員室に電気コタツが設置されていた。</p> <p>12 消防隊の出動状況</p> <table border="0"> <tr> <td>(1)出動人員</td> <td>消防職員</td> <td>23人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防団員</td> <td>380人</td> </tr> <tr> <td>(2)出動車両等</td> <td>指揮車</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>救急車</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防ポンプ自動車</td> <td>10台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小型動力ポンプ</td> <td>8台</td> </tr> </table>	(1)出動人員	消防職員	23人		消防団員	380人	(2)出動車両等	指揮車	1台		救急車	1台		消防ポンプ自動車	10台		小型動力ポンプ	8台
(1)出動人員	消防職員	23人																	
	消防団員	380人																	
(2)出動車両等	指揮車	1台																	
	救急車	1台																	
	消防ポンプ自動車	10台																	
	小型動力ポンプ	8台																	

2. 旅館・ホテル火災の実態

(1)主な旅館・ホテル火災

昭和40年以降に発生した主な旅館・ホテル火災は、表3のとおりである。

(2)旅館・ホテル火災の発生件数と死者数

昭和43年以降の旅館・ホテル火災の発生件数と死者数は、図4のとおりである。

まず火災発生件数については、昭和40年代の半ば頃には、毎年400件以上の旅館・ホテル火災が発生しているが、昭和44年の626件をピークとして減少傾向に入り、ここ数年は300件強で横ばい状態を続けている。

一方、火災による死者数について見ると、明確に3

つの時期に分けられる。

第1期は昭和48年までであり、毎年40人を超えるような死者が出ていた。

第2期は昭和49年から昭和54年までであり、火災による死者が概ね10人前後におさえられていた時期である。

第3期は昭和55年からであり、川治プリンスホテル火災、ホテルニュージャパン火災、蔵王観光ホテル火災など、多数の死者を出す旅館・ホテル火災が再び発生するようになり、そのような火災が発生した年には、その分だけ死者数が急増するようになっている。

第1期と第3期との大きな違いは、図4からもわかるように、第1期には多数の死者が出た火災の死者

図1 大東館断面図

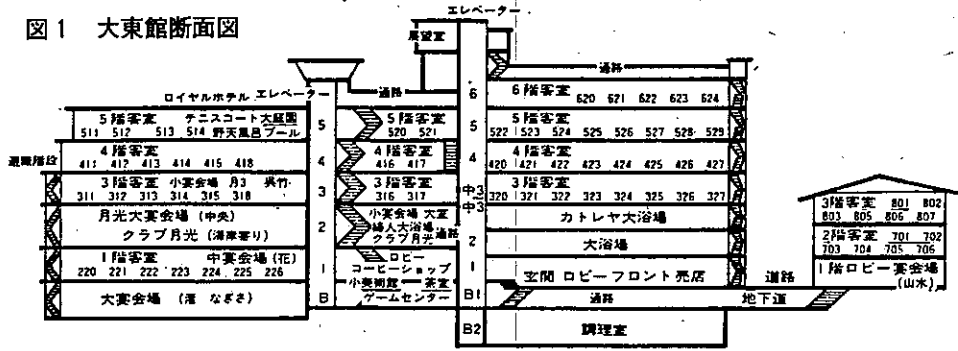
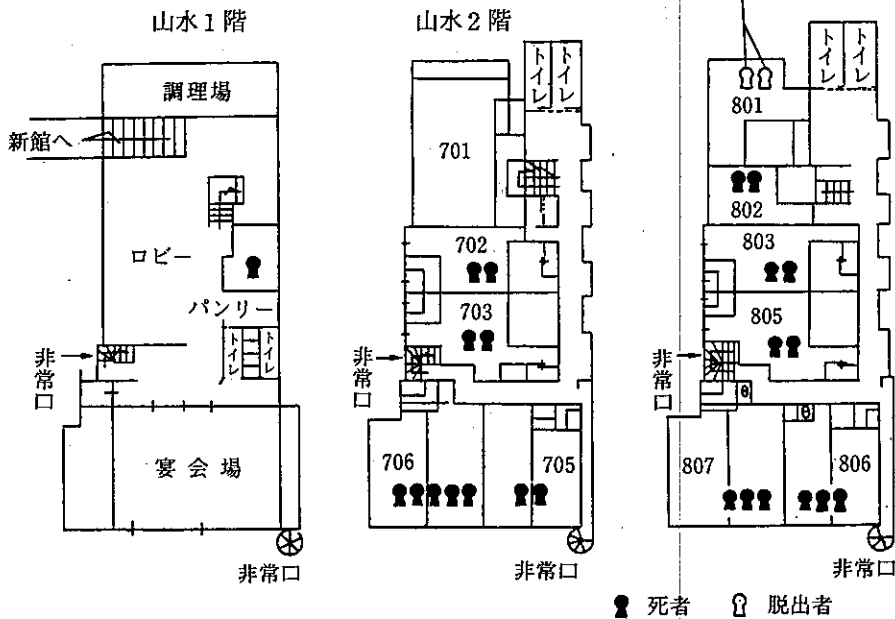


図2 出火建物(大東館旧館)平面図
(在館状況及び避難状況)



の後急速に改善が進んだため、最近(昭和54~57年)では、旅館・ホテル等が火災が発生した場合の死者発生率が最も高い施設となっていることなどがわかる。このことは、最近の大きな火災事例を思い起こしても納得できるであろう。また図7は、昭和42年から昭和57年までの火災による死者数の建物用途別の累計であり、旅館・ホテル火災では、住宅系、工場・作業場に続き第3位の461人の死者を出している。

以外にも年間10人~60人もの死者が出ているのに対し、第3期は多数の死者が出た火災の死者以外の死者は年間5~7人程度である点である。

(3)旅館・ホテル火災と他の用途の火災の比較

図5は、建物用途別の火災1件当たりの焼損面積を耐火造と木造とに分けて示したものであり、旅館・ホテルは木造の場合、学校・養畜舎に次いで焼損面積が大きいことがわかる。

図6は、建物用途別の火災100件当たりの死者数の推移を、4年ごとの平均という形で見たものである。これを見ると、「病院・診療所等」、「旅館・ホテル等」、「居住」、「福祉保健施設」の4種類の就寝施設が、他の施設に比べて、火災が発生した場合の死者の発生率が格段に高いこと、昭和43~45年当時は「病院・診療所等」の死者発生率が最も高かったが、そ

3. 旅館・ホテルに対する防災対策と最近の火災の傾向

(1)旅館・ホテルに対する防災対策の進展

昭和40年代の前半に発生した菊富士ホテル火災、池の坊満月城火災、盤光ホテル火災などの一連の火災は、一方で起こっていた都市建築物の高層化に対する防災対策の必要性の流れと一緒に、建築基準法、消防法の相次ぐ改正に結びついた。たて穴区画、内装制限、非常用の照明装置、防煙区画の考え方などが建築基準法に取り入れられ、あるいは強化され、一方、消防法でもカーテン等の防災規制、煙感知器の導入、消防用設備等の設置対象範囲の拡大などの規制強化が、昭和40年代を通じて行われた。

現在の建築基準法と消防法の規制の大部分はこの時期に固まっており、昭和50年代には両法とも規制の

表 2 菊水館火災概要

(61.4.24 10時現在 下田地区消防組合消防本部調べ)

<p>1 出火建物 (1)所在地 静岡県賀茂郡河津町峰439-1 (2)名称 (株)「菊水館」 代表者 菊池静恵</p> <p>2 出火日時 昭和61年 4月21日 時分等については調査中である。</p> <p>3 覚知日時 昭和61年 4月21日 2時19分(119番通報による。) (消防隊現場到着 2時22分)</p> <p>4 鎮火時分 昭和61年 4月21日 4時15分</p> <p>5 出火場所及び出火原因 出火場所及び出火原因については調査中である。</p> <p>6 死傷者 (1)死者 3人 (2)負傷者 55人</p> <p>7 出火及び類焼建物の状況 (1)出火建物(菊水館)</p> <table border="1"> <tr><td>ア RC 4階建て(一部木造) 2棟</td><td></td></tr> <tr><td>イ 建築面積</td><td>2,022㎡</td></tr> <tr><td>ウ 延べ面積</td><td>4,648㎡</td></tr> <tr><td>エ 収容</td><td>200人</td></tr> <tr><td>オ 当日宿泊者数</td><td>117人</td></tr> <tr><td>カ 焼損面積</td><td>1,098㎡</td></tr> </table>	ア RC 4階建て(一部木造) 2棟		イ 建築面積	2,022㎡	ウ 延べ面積	4,648㎡	エ 収容	200人	オ 当日宿泊者数	117人	カ 焼損面積	1,098㎡	<p>(2)類焼建物(玉峰館)</p> <table border="1"> <tr><td>ア 木造一部鉄骨造 2階建て</td><td></td></tr> <tr><td>イ 建築面積</td><td>886㎡</td></tr> <tr><td>ウ 延べ面積</td><td>1,709㎡</td></tr> <tr><td>エ 収容</td><td>90人</td></tr> <tr><td>オ 当日宿泊者数</td><td>10人</td></tr> <tr><td>カ 焼損面積</td><td>50㎡</td></tr> </table> <p>8 適マーク状況 昭和61年 3月31日 更新済み</p> <p>9 出動人員及び車両 (1)出動人員 消防職員 38人(東伊豆町消防本部3人を含む。) 河津町団員 345人</p> <p>(2)車両</p> <table border="1"> <tr><td>下田地区消防組合消防本部</td><td>ポンプ車</td><td>2台</td></tr> <tr><td></td><td>救急車</td><td>4台</td></tr> <tr><td>東伊豆町消防本部</td><td>救急車</td><td>1台</td></tr> <tr><td>河津町消防団</td><td></td><td>18台</td></tr> </table> <p>(参考) 消防庁に峰温泉「菊水館」火災対策連絡室 設置(設置日時: 4月21日午前7時30分) 現地派遣: 本庁担当官 2名 : 消防研究所研究員 2名</p>	ア 木造一部鉄骨造 2階建て		イ 建築面積	886㎡	ウ 延べ面積	1,709㎡	エ 収容	90人	オ 当日宿泊者数	10人	カ 焼損面積	50㎡	下田地区消防組合消防本部	ポンプ車	2台		救急車	4台	東伊豆町消防本部	救急車	1台	河津町消防団		18台
ア RC 4階建て(一部木造) 2棟																																					
イ 建築面積	2,022㎡																																				
ウ 延べ面積	4,648㎡																																				
エ 収容	200人																																				
オ 当日宿泊者数	117人																																				
カ 焼損面積	1,098㎡																																				
ア 木造一部鉄骨造 2階建て																																					
イ 建築面積	886㎡																																				
ウ 延べ面積	1,709㎡																																				
エ 収容	90人																																				
オ 当日宿泊者数	10人																																				
カ 焼損面積	50㎡																																				
下田地区消防組合消防本部	ポンプ車	2台																																			
	救急車	4台																																			
東伊豆町消防本部	救急車	1台																																			
河津町消防団		18台																																			

大幅な強化などは行われていない。
 また、昭和44年には、旅館・ホテル等に対して自動火災報知設備の遡及適用がなされて昭和46年から施行されており、昭和49年にはスプリンクラー設備、屋内消火栓設備など、他のすべての消防用設備についても、劇場、百貨店、旅館・ホテル等の火災が発生した場合に危険性が高いと考えられる特定防火対象物に対する遡及適用がなされている。

この結果、古い旅館・ホテル等に対しては、まず自動火災報知設備が、次いでその他の消防用設備等が遡及的に設置されることとなった。

タイムラグはあるものの、図4で、昭和49年以降火災による死者が大幅に減ってきているのはこのためだと考えられる。ちなみに、耐火造の建築物の火災1件当たりの焼損面積の推移を、遡及適用のあった特定防火対象物と、遡及適用のなかった非特定用途防火対象物とに分けて見たのが図8であり、こ

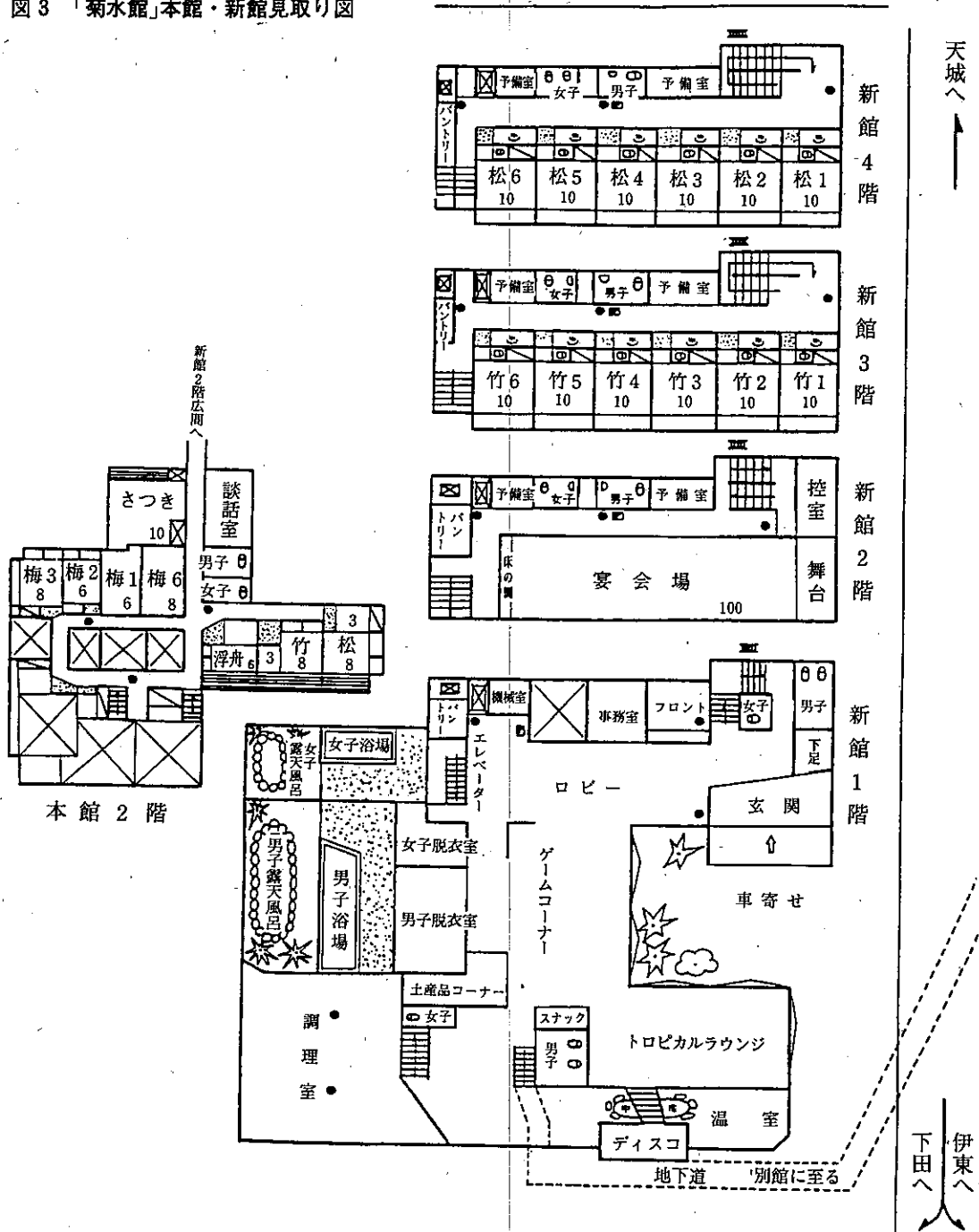
こでも遡及適用の効果は歴然としている。なお、遡及適用のなかった非特定用途防火対象物の改善がゆっくりとではあるが着実に進んできたのは、新築や増改築により、新しい建築基準法や消防法が適用された建築物のストックが徐々に増えてきているためと考えられる。

(2)旅館・ホテルに対する最近の火災の傾向

(1)で見たように、建築基準法や消防法が昭和40年代に強化されたことの効果は、火災統計上にもはっきりと表れているが、それにもかかわらず、旅館・ホテルについては、川治プリンスホテル火災、ホテルニュージャパン火災、蔵王観光ホテル火災、さらに最近の大東館火災、菊水館火災などが発生して、相当の被害を出すようになってきている。

昭和49年から54年にかけて、おさえこまれたはずの旅館・ホテル火災が、防災法規の充実にもかかわらず

図3 「菊水館」本館・新館見取り図



ず再び大きな被害を出すようになってきたことには、何か理由があるのだろうか。

前述の5件の火災のうち、ホテルニュージャパン火災だけは異質である。

ホテルニュージャパンは都市ホテルで、しっかりした耐火建築物であったが、内装は避難路まで含めて可燃材料を用いており、各室間の間仕切りも防火上極めて脆弱であったうえ、消防法に違反してスプリンクラーが設置されていなかった。すなわち、ホテ

ルニュージャパンは火災が発生した時点では、防火的には昭和30年代そのままの性能しか持っていなかったと考えられるのである。

他の4件はいずれも観光ホテルであるが、構造的には2種類に分けられる。一つは蔵王観光ホテルと大東館旧館のグループで、木造3階建て又は4階建てのものであり、もう一つは川治プリンスホテルと菊水館のグループで、木造と耐火構造等が増築によって混然一体となっているタイプのグループである。

表3 昭和40年以降の主な旅館・ホテル火災

発生年月日	名称	所在	構造階層	時間経過			出火場所	出火原因	焼損階層	焼損面積 延面積 = %	死傷者数			死者の 出た階
				出火時間	出火から 消防覚知	出火から 鎮火まで					在館者	死者	負傷者 (消防職員等)	
41.3.11	菊富士ホテル	群馬県 水上町	耐火一部木造 3/1	3:40	:18	2:20	新館(耐火) 1階警備員控室	仮眠中石油 ストーブを 転倒	1~3F	$\frac{2,640}{7,465} = 35$	217	30	29	2F-14 3F-16
43.11.2	池の坊満月城	神戸市	耐火一部木造 4/2	2:30	:36	3:15	木造仁王殿2階 サービスルーム (厨房)	不明	B2~4F	$\frac{6,950}{11,258} = 62$	309	30	44 (3)	1F-1 2F-17 3F-12
44.2.5	磐光ホテル	福島県 郡山市	耐火 4/0	21:00	:15	6:30	1階大広間舞台 裏の控室	ベンジンを浸透 させたタイマツ に石油ストーブ の火が引火	1~4F	$\frac{15,511}{21,117} = 73$	290 (宿泊客)	30	35 (8)	1F-28 3F-2
46.1.2	寿司由楼	和歌山県 和歌山市	木造一部防火 及び耐火 4/1	1:03	:17	2:22	2階大広間	不明	B1~4F	$\frac{2,749}{2,749} = 100$	74	16	15 (4)	4F-16
53.6.15	ビジネスホテル 白馬	愛知県 半田市	耐火 3/0 一部木造 2/0	1:57	:22	2:08	木造1階管理人 居室前の廊下 付近	不明	1~3F	$\frac{663}{663} = 100$	36	7	20	2F-4 3F-2 R-1
55.11.20	川治 プリンスホテル	栃木県 藤原町	鉄骨 5/0 一部防火 2/0	15:15	:19	3:30	新館1階西側天 井付近と推定	調査中	1~5F	$\frac{3,582}{3,582} = 100$	143	45	22	1F-7 2F-4 3F-5 4F-29
57.2.8	ホテル ニュージャパン	東京都 千代田区	耐火 10/2	調査中	(3:39)	(12:36)	9階客室	客の寝たばこ (調査中)	7~9-10F	$\frac{4,186}{46,697} = 9$	347	32	34	9F-25 10F-7
58.2.21	蔵王観光ホテル	山形市	木造 4/0 木造一部耐火 3/0	調査中	(3:52)	(6:40)	本館2階 客室付近	調査中	1~4F 1~3F	$\frac{1,596}{1,596} = 100$ $\frac{688}{688} = 100$	99 (宿泊客)	11	2	2F-4 3F-7
61.2.13	大東館	静岡県 伊豆町	木造 3/0	調査中	(2:11)	(6:50)	調査中	調査中	1~3F	$\frac{721}{721} = 100$	26	24	0	1F-1 2F-11 3F-12
61.4.21	菊水館	静岡県 河津町	耐火一部木造 4/0	調査中	(2:19)	(4:15)	調査中	調査中	1~3F	$\frac{1,098}{4,648} = 24$	117	3	55	2F-3

(注) ①一部については、「火災の実態から見た危険性の分析と評価」(東京消防庁編)より引用 ②「時間経過」中の()書きについては、時刻を示す。

特に後者は、温泉地等の観光地においてはかなり普遍的なものである。

このような旅館・ホテルが最近になって有するようになってきた問題点としては、密閉性が高くなってきたことがあげられる。

古い建物であっても、窓をアルミサッシとしたり、壁を変えたりして改装を行っており、プライバシー等の問題もあるため、従前に比べると極めて密閉性の高いものになってきている。

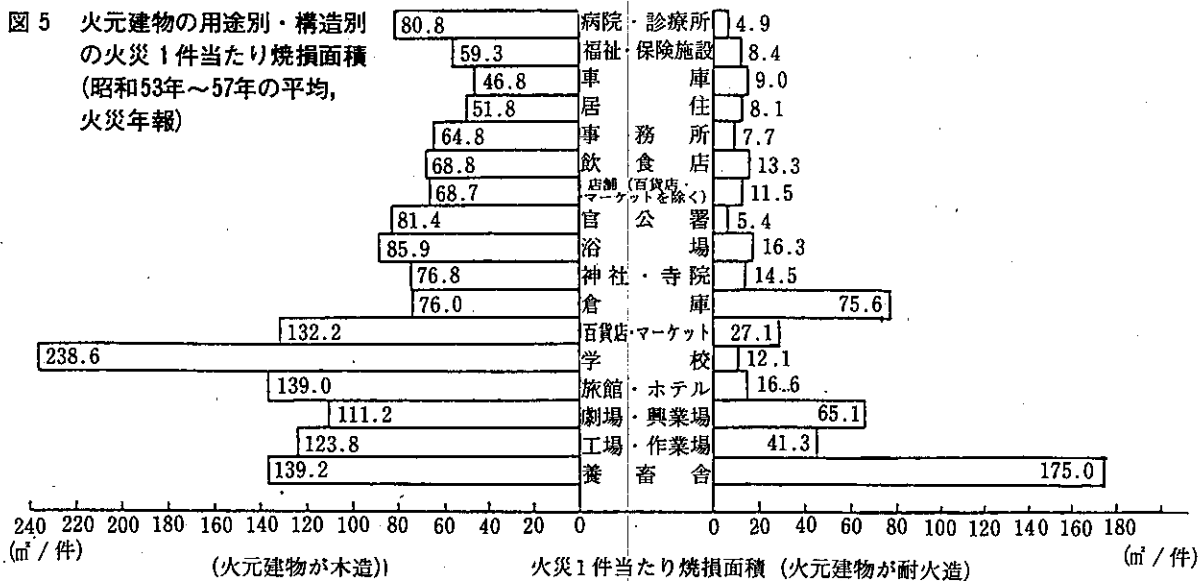
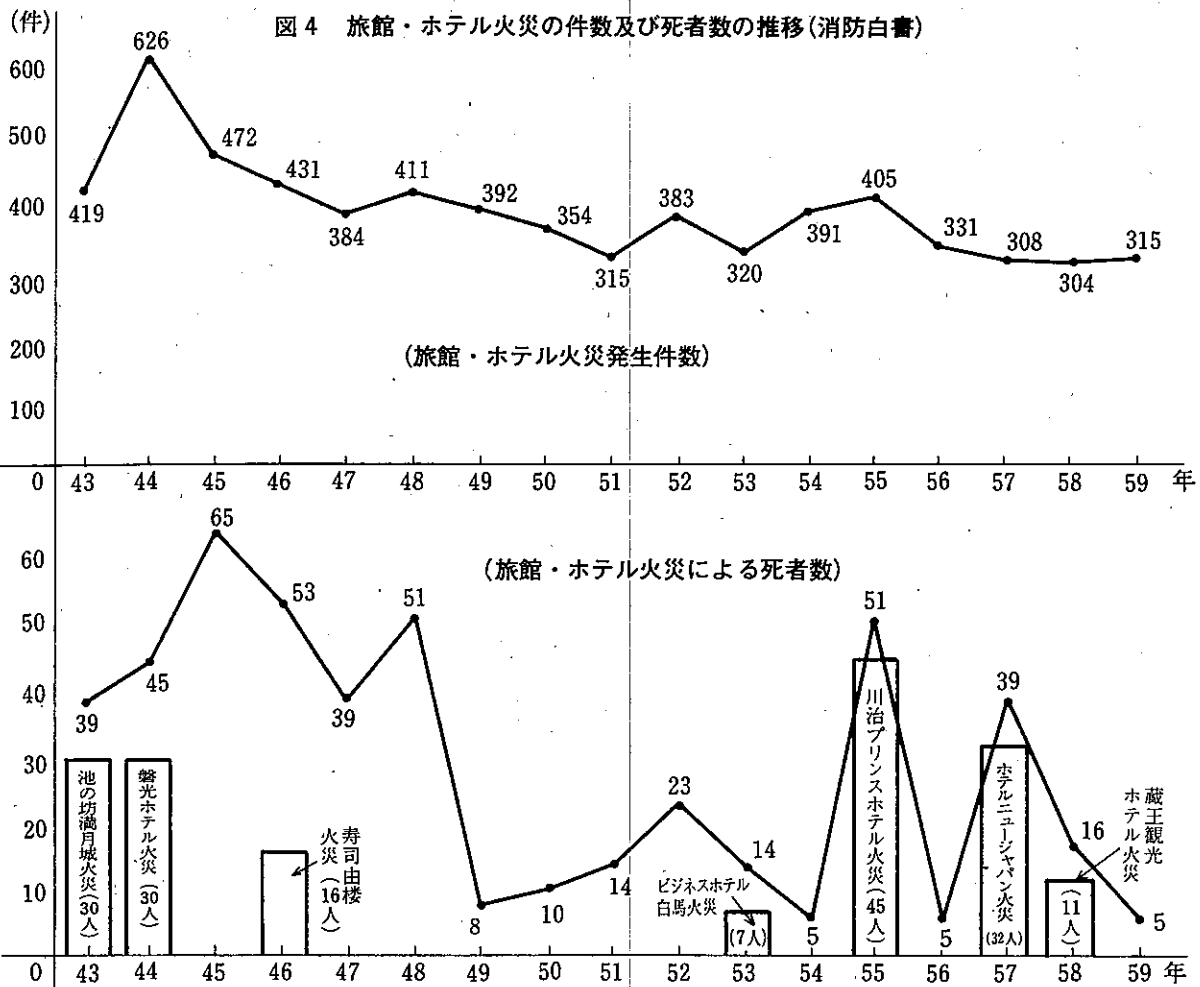
これは、防火上は次のような問題点をもっている。

ア. 不完全燃焼を助長することにより、CO等の有毒ガスの発生、酸欠空気の発生を促す。

イ. 物音、人のさわぐ気配、臭いなど、従来の密閉性の低い建物の場合には火災発生に関する貴重な情報源だったものが少なくなったため、自動火災報知設備が切られていたりすると、火災の発生を早期に知ることが困難になる。

ウ. 自動火災報知設備の地区ベル、非常放送設備のスピーカー等は通常廊下にあるため、密閉性の高い室内では聞こえにくい。

以上のことは、新しい耐火建築の旅館・ホテルについても同様であるが、基本的な構造が燃えやすくできている古い建物は、改装して密閉性が高くなっていても、火災が一定段階を超えると急速に延



焼拡大するため、死者が発生しやすくなるのではな
 かりうか。

新しい建物の場合は、現在の消防法や建築基準法が
 適用されるので、密閉性の増大に伴う問題も一応折
 り込みずみと考えてよいと思うが、古い建物の場合

は、密閉性の増大に伴う問題点を、改装の際に一緒
 に解決してやる必要があるのかも知れない。たと
 えば、壁の改装には合板を使わず石こうボードを
 用いるとか、天井を不燃材料にするとか、壁の内部
 の空間には、火や煙を一定程度遮断するファイアー

図6 建物用途別に見た火災100件当たり死者数

(注) 1) データに一部でも欠落がある年については、図に表していない。
2) 昭和54~57年の死者数には、放火自殺者を含まない。放火自殺者を含む数字は()内に掲げている。

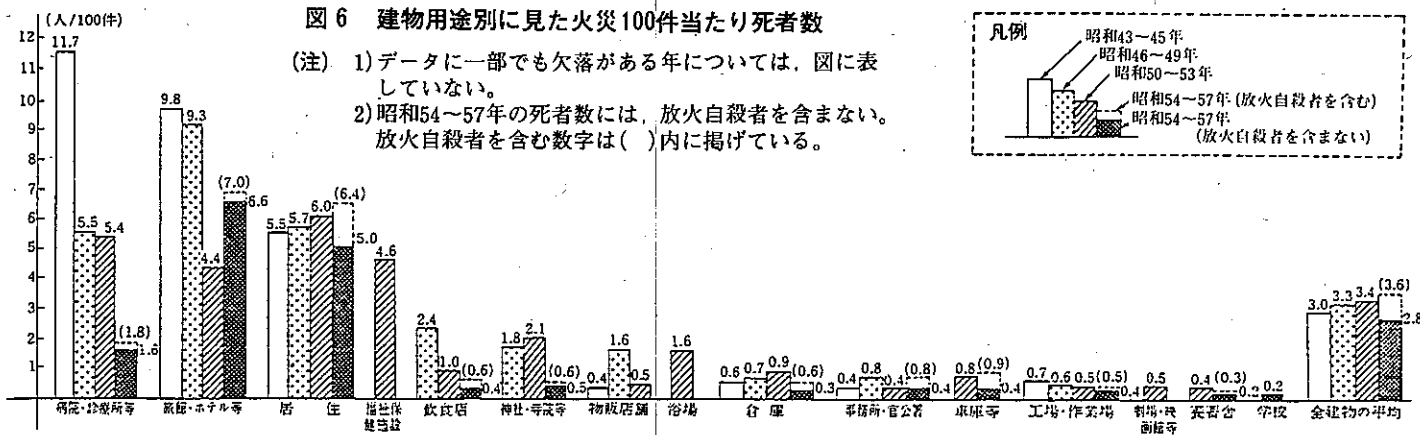
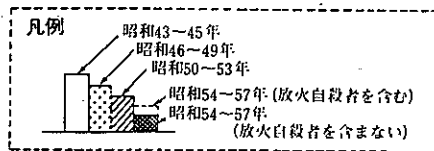


図7 建物用途別に見た昭和42年から57年までの火災による死者数

(注) 1) 昭和54~57年の死者数には放火自殺者を含まない。
2) ※の用途については、年によって分類上「その他」に含まれている場合がある。

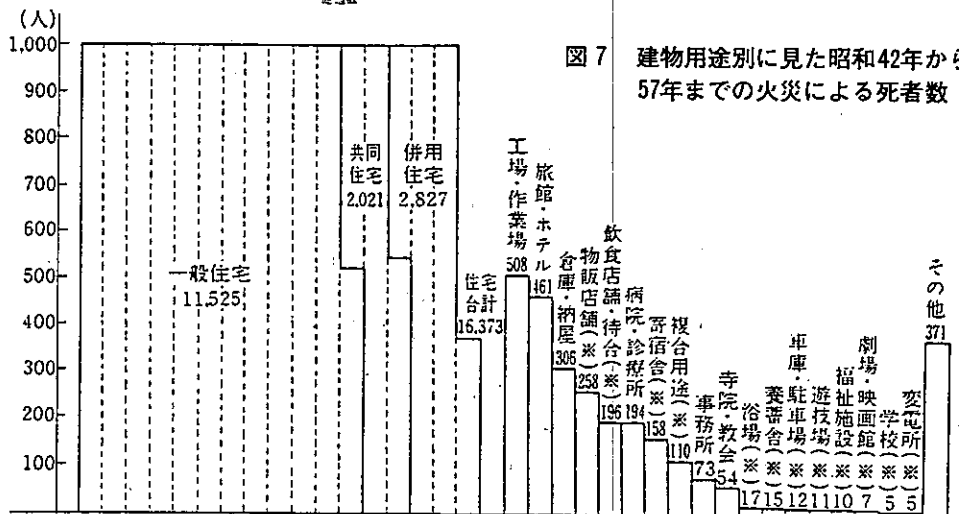
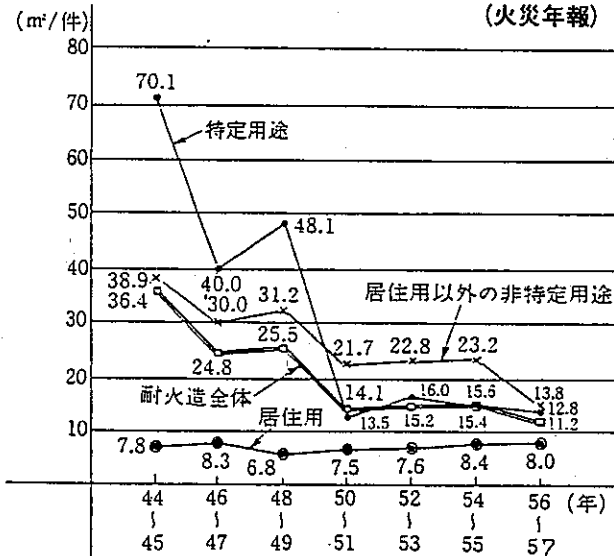


図8 耐火造建物の用途別、平均焼損面積の推移 (火災年報)



ストップを設けるなどにより、延焼拡大、煙拡大の速度を遅くするとともに、自動火災報知設備の地区ベルや非常放送設備のスピーカーについては、設置間隔をつめるか室内に設置する等により、火災を早期に知ることができるようにすることなどが考

えられる。

このような措置を講ぜずに、客に対する表面上の受けの良さだけをねらって古い建物を改装すると火災による死者の増大につながる可能性があることは念頭に置いておく必要があるだろう。

この密閉性の向上説は、あくまでも一つの仮説に過ぎないし、昭和49年から昭和54年の間に大きな被害を出す旅館・ホテル火災がなかったのは、あくまでも偶然の産物かも知れないが、昭和50年代以降の建築基準法や消防法に適合している旅館・ホテルが、昭和30年代以前のものに比べてはるかに高い防火安全の水準に達していることは統計からも明らかであり、木造や古い建築基準法によって建てられた耐火又は簡易耐火の旅館・ホテルが増改築等の機会にどの程度まで防火的に行うことができるかが、この種の建物火災による被害を少なくするための残された課題であると考えている。

(別添1) 消防予第41号 昭和61年4月2日

各都道府県消防主管部長 殿 消防庁予防救急課長

自動火災報知設備の電源遮断による設備機能の
停止の防止対策について(通知)

去る2月14日、熱川温泉ホテル大東館火災の発生を踏まえ「旅館・ホテル等に対する防火安全対策の徹底について」(昭和61年2月14日付け消防予第12号 消防庁次長通達)を通知し、特に、同通達中において、自動火災報知設備については、非火災報の発生等を理由にして当該設備の電源のスイッチを遮断し、その機能を停止している場合があることにかんがみ、かかることが行われないうその徹底について指導をお願いしたところである。

当庁では、かねてから自動火災報知設備のスイッチの遮断防止について一層の徹底を図るため、その検討を進めていたところであるが、このたび、その方策の一として、自動火災報知設備の地区音響装置(以下「地区ベル」という。)への通電状況を第三者が確認できる下記第1の機能を有する表示装置(以下「ベル機能表示装置」という。)の設置、その他第三者に対する自動火災報知設備の機能状況の情報伝達方策(定時に館内放送により宿泊客に情報伝達する方法、接客係員による客室案内の際における避難路等の案内にあわせて宿泊客に情報伝達する方法等)の確立等により、火災安全に係る情報を防火対象物の利用者に提供することが自動火災報知設備のスイッチ遮断の防止に資することとなるとの結論を得たところである。

については、過去における火災事故例にかんがみ、特に、旅館・ホテル等の宿泊施設については、その関係者が自主的にこれらの対策を推進することが望まれるところであるので、ベル機能表示装置の設置については下記第2の事項を留意のうえ、また、その他の伝達方策の確立については上記の趣旨の通り、その推進について指導するようお願いする。

また、貴管下市町村にもこの旨示達され、その運用に遺憾のないよう御指導願いたい。

なお、旅館・ホテルの関係団体においても関係者に対し上記趣旨の周知徹底を図ることとされているので、念のため申し添える。

記

第1 ベル機能表示装置の機能等

1 ベル機能表示装置は、ベル回路への通電状態に応じ、ベル機能が正常に作動し得る状況にあること及びベル機能が停止している状況にあることをそれぞれ表示できるものであること。

なお、自動火災報知設備の主電源遮断により、その

機能が全面停止の状況にある場合は、表示の全面停止となるものであること。

2 ベル機能表示装置による表示は、次によること。

① 表示事項は、上記1に掲げる内容が第三者に容易に理解できる文字又は絵文字により表わすものとする。

例えば、文字表示とする場合は、ベル機能が正常に作動し得るよう通電されているときは「機能正常」とし、通電されていないときは「機能停止」とする等が考えられる。

② 上記①の文字又は絵文字は、点灯によって表示できるものであること。

なお、点灯の方式としては、文字又は絵文字の掲示部分の全面を点灯する方式、文字又は絵文字にパイロットランプ、発光ダイオード等を付し、これを点灯する方式等があること。

また、点灯色は、例えば「機能正常」にあつては緑色、「機能停止」にあつては赤色の色彩とすること等が考えられる。

③ 文字又は絵文字の大きさ及び明るさは、第三者が十分確認できるものであること。

3 ベル機能表示装置の電源は、受信機から供給されていること。この場合において、ベル機能表示装置のための予備電源の確保は必要としないこと。

4 自動火災報知設備にベル機能表示装置を付加設置する場合は、ベル機能表示装置の故障、当該装置と受信機との間の配線の短絡等により、受信機の機能に障害を与えないようヒューズを設ける等必要な措置が講じられていること。

第2 留意事項

1 ベル機能表示装置は、防火対象物を利用する者が見やすい場所に設置すること。

2 ベル機能表示装置の取付工事は、受信機の工事を伴うものであるため、甲種消防設備士でなければ行えないものであること。

なお、この工事は、当該自動火災報知設備について精通した知識を有する者が行うことが必要であるため、当該受信機の製造業者に関係する甲種消防設備士に行わせることとされたいこと。

3 ベル機能表示装置が市場に供給されるには多少の期日を要する状況にあること。

4 ベル機能表示装置によるベル機能状況の表示は、ベル機能の状況を第三者の監視のもとに置く趣旨のものであり、ベル機能の停止の表示をもって自動火災報知設備の電源の遮断が認められるものでないこと。

旅館・ホテル等における防火安全対策の推進に
ついて(通知)

旅館・ホテル等における防火安全対策の推進については、従来から特段の御配慮をいただいているところであるが、先般熱川温泉及び峰温泉の旅館・ホテル火災事故において多数の死傷者を出したことは誠に遺憾なことである。

このような実情を踏まえ、今後は旅館・ホテル等の防火安全の確保に当たり特に下記事項に留意する必要があるので、この旨御承知いただくとともに、貴管下市町村に対しても貴職から示達され、よろしく御指導願いたい。

記

1 夜間における防火管理の徹底について

旅館・ホテル等においては、夜間における防火管理の徹底がとりわけ重要であることに鑑み、今後は次のとおり取り扱うべきこと。

- (1) 旅館・ホテル等においては、夜間の宿直体制、発災時の消火・通報・避難誘導の体制等夜間における防火管理体制を整備し、これを消防計画に記載すべきこと。
- (2) 避難訓練に当たっては、夜間において火災が発生した場合をも想定した訓練を実施し、夜間における防火管理体制が十分機能するかどうかを検証すべきこと。
- (3) 消防機関においては、避難訓練に立合う等により上記の措置が講じられていないと認められる旅館・ホテル等に対しては改善の指導を行うとともに、所要の措置が講じられるまでの間適マークの交付を見合せること。

なお、夜間の防火管理体制及び避難訓練のあり方について、おって指導マニュアルを作成し、通知する予定であること。

2 防火管理上の取扱いの統一について

- (1) 旅館・ホテル等の防火管理に係る収容人員の算定について、今後は次のとおり取り扱うべきこと。

ア 和室の宿泊室の収容人員の算定に当たっては、通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね3平方メートル程度となるような使用実態にある場合には、「主として団体客を宿泊させるもの」に該当するものとして取り扱うこと。

イ 一の宿泊室に和室部分と洋室部分が併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算すること。

ただし、スイートルームなどこれらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかなものは、この限りではない。

ウ 旅館・ホテル等内に集会、飲食又は休憩の用に供する部分が設けられているものであって、かつ、これらの部分が当該旅館・ホテル等の宿泊者以外の者も利用する実態にある場合には、これらの部分について消防法施行規則第1条の表の令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物の区分の下欄の三により算定し、全体の収容人員に合算すること。

- (2) 同一の管理権原者に属する旅館・ホテル等が公道等を隔てて存する場合における防火管理については、その使用及び管理の実態を踏まえ、今後は次のとおり取り扱うべきこと。

ア 公道等を隔てて存する旅館・ホテル等が専用の地下通路、渡り廊下等により連結されている場合には、これらの防火対象物は一の防火対象物として防火管理を行うべきものであること。

イ ア以外の旅館・ホテル等についても、その使用及び管理の状況が一体的であると認められる場合には、これらの防火対象物についても一体的な防火管理が行われるよう指導すること。

- (3) 上記(1)及び(2)については、既に多くの消防機関において措置されているところであるが、未実施の消防機関においては、当該措置の徹底に当たり、防火管理者の選任、消防計画の作成等が必要となる旅館・ホテル等については、速やかに必要な措置が講じられるよう指導すべきこと。また、消防用設備等の設置が必要となる場合においては、速やかに(特別の事情がある場合においても3年以内を目途とすること。)所要の措置が講じられるよう指導すべきこと。

3 消防機関への通報体制の整備について

旅館・ホテル等における緊急時の消防機関への通報体制については、通報が迅速的確に行えるよう、旅館・ホテル等において、従業員に対して119番通報の操作を十分習熟させるとともに、さらに次のとおり万全の措置を講じておくことが望ましいので、この旨指導すべきこと。

- (1) 旅館・ホテル等の防災センター、管理人室等必要な場所には、一の押しボタン操作で通報可能な電話機など消防機関に対し迅速的確な通報ができる装置を設置すること。
- (2) その他宿泊者等の利用に供するために設ける公衆電話、ピンク電話は、緊急通報ボタン付又は専用緊急ダイヤル付のものとする。

なお、緊急通報ボタン付電話機等が設置されるまでの間において、それ以外の電話機を設置しておく場合には、その利用上の注意点を明示した表示を掲げておく等必要な措置を講じておくこと。